

2 特別の支援を必要としている場合

(1)本人に適した「学びの場」を選ぶ

可能性を最大限に伸ばす「学びの場」

十分な学びができるよう、一人ひとりの障害の程度や発達の段階に応じた指導を、以下のように行っています。



特別支援教育
コーディネーター
しさん



本人に適した
「学びの場」を選ぶ



教育委員会指導主事
Mさん

「学びの場」の決定

市町村教育委員会では、本人や保護者の意見を可能な限り尊重しながら、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指して「学びの場」を決定していきます。

- ・「通級による指導」を利用すると、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を通級指導教室で受けることができます。
- ・「特別支援学級」では、一学級8人編制なので、少人数で特別な指導を受けることができます。
- ・「特別支援学校」では、比較的重い障害のある子どもが専門性の高い教育を受けることができます。

(障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定)

【学びの場の選択】

本人に適した「学びの場」を選択するためには、まず、本人のよさを認め、可能性を見出すことです。次に、本人が抱えている学習上、生活上の困難について正しく理解し、どのような「学びの場」が必要であるかを考えることです。

そのためには、福祉、医療、教育等の専門家の意見がとても参考になります。実際に「学びの場」を見学できると不安も解消することができます。

それぞれの「学びの場」に対するイメージを持つことが選択の第一歩となります。一人で抱え込まず、学校や教育委員会にご相談ください。

(2)発達障害の専門機関に相談する

群馬県発達障害者支援センター ☎ 027-254-5380

発達障害の原因ははっきりしていませんが、脳機能の働きに生まれつきの特徴があると考えられています。また、一見ただけではその特性や苦勞がわかりにくく、親の育て方や本人の努力不足などと誤解されやすい障害です。

当センターでは、発達障害のある方とその家族の皆様が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携して、ご本人やご家族、関係者からの相談に対応しています。

発達障害者支援センターにおける支援内容

- ①ご本人やご家族から、日常生活に関するさまざまな相談をお受けし、ご本人の生育歴や、特徴的なエピソード等をお聞きして、助言を行います。
- ②心理検査により、ご本人の特性を把握したり、必要に応じて医師による判定を行います。
- ③将来に向けて、今、学校でどう過ごしたらよいか、就労するにはどうしたらよいか、どのような環境にしたら働きやすくなるかなど、自立した生活を送るための方法を一緒に考えます。

乳幼児については、保健福祉事務所、市町村保健センターでも相談を受け付けています。また、学齢児については、児童相談所、市町村障害福祉担当課でも相談を受け付けています。

連絡先は [20～21 ページ](#) をご覧ください



NPO法人リンケージ
石川京子さん

(3)民間の取組

子ども一人ひとりがある発達の特徴を理解し、自分らしい生き方を歩む自信と成功体験を積みかさねるため、民間の福祉サービスを利用することもできます。

放課後等デイサービスや移動支援サービスでは、学校での学びのほか、自分の身の回りのことや買い物、公共交通機関の利用のしかたなどのライフスキル、人生を充実させる余暇活動、心身の健康に役立つスポーツ、気の合う友だちとの交流、何かあったときに一緒に考えてくれるスタッフなど、子どもたちを支えるサービスがそろっています。

「楽しい」「わかる」「安心」「ワクワクする」は子どもたちが前に進むエネルギーの源になります。

そのような居場所を一緒に見つけること。そこでのびのびと自分らしく過ごしていいと、認めてあげること。大人ができる大切なプレゼントかもしれません。

福祉サービスの利用のしかたは市町村の窓口や相談支援事業所が無料で相談にのってくれます。

県内の民間支援団体の情報は県ホームページからご覧ください

http://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00095.html

